

安城市住民基本台帳関係事務の管理及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

安城市長 三星元人

安城市規則第74号

安城市住民基本台帳関係事務の管理及び執行に関する規則の一部を改正する規則

安城市住民基本台帳関係事務の管理及び執行に関する規則（昭和44年安城市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「の」を「の規定による」に改める。

第6条第2項中「による」を「の規定による」に、「当該」を「当該通知に係る」に改める。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（身分を示す証明書）」を付する。

第8条に見出しとして「（その他）」を付する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日
上記の者は、住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。
年 月 日
安城市長

（裏）

住民基本台帳法（抄）
第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。
2 市町村長は、前項に定める場合のほか必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。
3 市町村長は、前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
第44条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。